

児童手当等受給者の皆さん

六月は「現況届」を提出する月です

◎児童手当とは

この手当の受給資格者は「十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が、義務教育終了前の児童であること」を監護し、かつ、これと生活を同じくする父又は母に支給されます。

手当の額は

月額五、〇〇〇円

◎児童扶養手当とは

この手当を受けることができる人は、次の児童（十八才未満の者又は二十才未満で心身に一定の障害がある者）を監護している人に支給されます。父と別れて生活している人に支給されます。

手当の額は

月額五、〇〇〇円

一才六ヶ月児童

健康診査の実施について

赤ちゃんから幼児へと、子どもは休みなく発育していきます。その身体面、精神面あるいは運動機能面での絶えざる成長にも、いくつかの節目がみられます。それは、たとえば話を始めること、歩き始めること、歯が生えること、自我が目覚めることなどです。

子どものより健全な成長を願い、また心身障害の防止等を図るために、これらの時期に健康診断や保健指導を行ない、異常があれば早期に適切な処置を講じていくことは、大変重要なことです。

実施予定月日

六月十六日

七月二十一日

九月二十九日

三月十六日

注 但し障害（癡疾）を支給事由とする給付（障害年金、療疾年金）を受けているとき、又は法律に定める施設に収容されているときは支給されません。

(一) 精神薄弱の場合……
月額 二二、五〇〇円
中度の障害児一人につき
月額 一五、〇〇〇円

(二) おむね知能指数(IQ)
三五～五〇程度
月額 二一、五〇〇円
児童二人の場合
月額 二一、五〇〇円

身体障害者(児)巡回相談

門川町で実施される

定並びに補装具の処方

適合判定

性格判定など

職能的判定、職業適性の判定、施設利用の要

否判定

義肢、装具の型とり及び簡単な修理

再交付申請書、更生医療（育成医療）給付申請書並びに補装具交付

（修理）申請書の作成

（8）国民年金（障害年金）の受給に関する相談

（9）身体障害者の職業に関する相談

（10）身体障害者の結婚に関する相談

（11）その他社会的、経済的更生のための各種相談

（12）更生医療及び育成医療給付の要否の判定

（13）補装具交付の要否の判

害程度の判定

（14）医学的診査に基づく障

害程度の判定

（15）更生医療及び育成医療給付の要否の判定

（16）補装具交付の要否の判

（17）身体障害者手帳交付、

（18）身体障害者手帳交付、

（19）身体障害者手帳交付、

（20）身体障害者手帳交付、

（21）身体障害者手帳交付、

（22）身体障害者手帳交付、

（23）身体障害者手帳交付、

（24）身体障害者手帳交付、

（25）身体障害者手帳交付、

（26）身体障害者手帳交付、

（27）身体障害者手帳交付、

（28）身体障害者手帳交付、

（29）身体障害者手帳交付、

（30）身体障害者手帳交付、

（31）身体障害者手帳交付、

（32）身体障害者手帳交付、

（33）身体障害者手帳交付、

（34）身体障害者手帳交付、

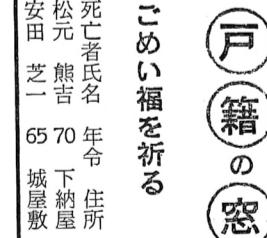
（35）身体障害者手帳交付、

（36）身体障害者手帳交付、

（37）身体障害者手帳交付、

（38）身体障害者手帳交付、

（39）身体障害者手帳交付、



戸籍の窓

ごめい福を祈る

死亡者氏名

松元 芝一

65 70 年令

添田 幸正

河村 優子

東栄町

白木 富美恵

南町

木下トヨ

和田浩治

吉田節郎

山倉陽子

栗ヶ丘

本町

米良初美

城屋敷

安田未治

大星昇

池田公一

森賢一郎

吉田健利

牧野義博

野島豊年

安田周平

安田精一

志田嘉久

安田隆憲

森川春夫

山松富士光

小野俊洋

岩佐陽一

大星昇

松井雅弘

木代佳美

松本喜美子

高橋栄一

山田光彦

宮原重幸

吉田博之

中田幸人

松本喜美子

高橋栄一

山田光彦